

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長
(公 印 省 略)

荷主等の違反原因行為等に係る実態調査について（協力依頼）

平素より国土交通行政に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、適正な取引を阻害する疑いのある荷主・元請事業者（以下「荷主等」という。）の監視を強化するため「トラック・物流 G メン」を組織し、運送事業者から収集した荷主等による違反原因行為（貨物自動車運送事業法又は法に基づく命令に違反する原因となるおそれのある行為）にかかる情報をもとに貨物自動車運送事業法に基づく荷主等への「働きかけ」「要請」「勧告」といった是正指導を行っております。

令和 7 年度は、10 月・11 月を「集中監視月間」と位置づけ、トラック事業者への「違反原因行為実態調査」やトラック・物流 G メンによる関係省庁と連携したヒアリング等により入手した情報に基づき、悪質な荷主等に対する監視の強化を行い、働きかけ 363 件、要請 7 件、勧告 1 件を行ったところです。

さらに、本年 1 月からは中小受託取引適正化法（以下「取適法」という。）の施行により国土交通省をはじめとする事業所管省庁に新たに指導・助言の権限が付与され、取引環境の適正化や構造的な賃上げ環境の整備を図っているほか、本年 4 月からは改正貨物自動車運送事業法の施行により、無許可経営等原因行為者（違法な白ナンバートラックを利用する荷主等）への是正指導を行い、業界の健全化も進めております。

今年度も「集中監視月間」を設けて、「違反原因行為等実態調査」を実施いたしますので、回答率の向上を図るため、事業者への周知・案内等、貴協会のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 調査項目

違反原因行為者（荷主等）の実態を把握するため、一般貨物自動車運送事業者に対し、以下の項目について調査を行う。

<主な調査項目>

- 違反原因行為の有無
- 違反原因行為者（荷主等）の名称・所在地等
- 違反原因行為の詳細（違反原因行為別の状況等）
 - ✓ 長時間の荷待ち
 - ✓ 契約にない附帯作業
 - ✓ 運賃・料金の不当な据置き（中東情勢の影響に関する価格転嫁の実態調査を含む）
 - ✓ 過積載運送の指示・容認
 - ✓ 異常気象時の運送依頼
 - ✓ 無理な運送依頼（過積載運行、異常気象時の運行を除く）
- 無許可経営等原因者（荷主等）の名称・所在地等

- 取適法違反の有無
- 取適法違反者（荷主等）の名称・所在地等
- 取適法違反の詳細
 - ✓ 発注内容を書面またはメール等で明示されなかった
 - ✓ 荷主等の都合で、金銭や役務、その他経済上の利益を不当に提供させられた
 - ✓ 荷主等が費用を負担せず、発注の取り消しや内容変更、やり直しをさせられた
 - ✓ 事業所管省庁に違反行為を報告したことを理由に、取引数量を削減されたり、取引停止の扱いを受けた
 - ✓ あらかじめ決められた運賃・料金を値引き（減額）された
 - ✓ 発注者（親事業者）から、同種又は類似と比べて、著しく低い運賃・料金を一方的に決定された
 - ✓ 発注した物品の受領日から 60 日以内に運賃・料金の支払期日を定められなかった
 - ✓ 運賃・料金の支払期日までに支払われなかったことによる遅延利息が支払われなかった
 - ✓ 運賃・料金の支払いについて手形払いをされた（その他の支払手段であって、支払期日までに運賃・料金が支払われないものを含む）
 - ✓ 運賃・料金について価格協議に応じない、または、一方的に運賃・料金を決定された

2. 調査対象事業者

一般貨物自動車運送事業者（協会非会員含む）

3. 調査手法

インターネットを用いた Web 調査及び調査票配布による書面調査

4. 実施時期（予定）

令和 8 年 8 月 1 日～ 8 月 31 日